

広域景観計画の運用実態に関する研究

—(その1) 関門景観形成地域における届出案件を対象として—

A Study on the Actual Situation of Regional Landscape Planning

-(Part1) A Focus on the Notification System in KANMON Scenery Area-

○清永修平¹, 横内憲久², 岡田智秀³, 押田佳子³, 戸田山裕司⁴

*Syuhei Kiyonaga¹, Norihisa Yokouchi², Tomohide Okada³, Keiko Oshida³, Yuji Todayama⁴

Abstract: This study aims to establish for regional landscape planning through the relationships between local governments. Therefore, we focused on the notification system because it is necessary to clarify the actual situation of SHIMONOSEKI-city and KITAKYUSYU-city in KANMON area.

1. 背景および目的

広域にわたる海岸地域の良好な景観形成を図るためには、隣接する自治体相互が連携した広域景観連携が重要になると考える。

しかし、国土交通省によると、優れた広域景観を有する自治体において保全・創出に取り組んでいる自治体は3割程度に留まっており広域景観連携の取り組みが必ずしも広まっているとは言い難い現状にある^[1]。

そこで本研究では、海岸地域における広域景観連携の促進に向け、山口県下関市および福岡県北九州市において広域景観連携が図られている関門景観条例および関門景観計画に着目し、その運用上の留意点を明らかにする。

2. 調査方法

本稿では、関門景観条例および関門景観計画の中で景観形成にあたり重要な役割を果たす届出制度に着目し、届出制度の運用実態について明らかにする (Table 1)。

Table 1. The method of study

項目	内容
調査文献	届出制度, 届出対象となった案件など 文献[1]~[3]
ヒアリング 調査日	【北九州市都市計画課】2012(平成24)年8月6日 【下関市都市計画課】2012(平成24)年3月19日, 8月7日
ヒアリング 内容	・広域景観連携における成果, 運用実態 ・関門景観形成地域における届出案件 ・関門景観専門委員会について
現地踏査	北九州市および下関市における関門景観形成地域全域 【2012(平成24)年3月19~20日, 8月6~9日】

下関市景観計画	関門景観計画	北九州市景観計画
【目次】 序章 はじめに 第1章 下関市の景観特性 第2章 景観計画区域 第3章 良好な景観の形成に関する方針 関門景観形成地域における方針 第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 関門景観形成地域 第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 第6章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項 第8章 実現化に向けた仕組み	関門景観計画	【目次】 第1章 景観計画区域 第2章 良好な景観の形成に関する方針 関門景観形成地域における方針 第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 関門景観形成地域 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 第5章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項

Figure 1. The landscape planning of KANMON area ^[2]

3. 結果および考察

(1) 関門景観条例および関門景観計画における届出制度について—関門地域では、両市において関門景観の魅力をもっと高めるために2001(平成13)年に関門景観条例が制定され、また、Figure 1に示すように各市の景観計画の中に共通の項目が設けられ、それらを関門景観計画と定めている。関門地域における届出制度は、2つに分類され、1つ目は、関門景観計画において届出対象が規定され、各市で独自に協議されているもの、2つ目は、関門海峡をまたぐ両岸の景観形成に特に影響が大きい建築行為等に関し、関門景観条例に基づき関門景観専門委員会で協議するといった制度である^[2]。この関門景観専門委員会とは、北九州市および下関市において都市景観や建築デザインに関する学識者により構成される専門組織 (北九州市は北九州市景観アドバイザー, 下関市は下関市景観審議会デザイン委員会) の中から、建築行為の予定地となる市における市長により選任された各々5名以内の委員で構成されるものである。そして、当委員会への届出対象は、関門景観計画における届出対象とは異なり「対岸からの眺望に支障となる等、関門景観の形成に特に大きな影響を与えると関係市が判断したもの」および「高さ60m以上の建築物等」となっている。特に後者の基準は、対岸から当該地域のまち並みを見たときに背景の山並みから突出するであろうとされる高さで設定されている。このような委員構成および届出対象のもと協議が行われ、関門景観専門委員会は協議の結果を関係市へ助言し、関係市職員は事業者へ指導、勧告を行う。このように関門景観条例では、両市が共通のテーブルで景観形成に関して審議する仕組みが構築されていることを把握した。

(2) 届出案件—関門景観専門委員会は、2004(平成16)年に第1回関門景観合同委員会(現・関門景観専門委員会)が開催されて以降、現在までに合計9回開催されている。

1 : 日大理工・院・不動産 2 : 日大理工・教員・建築 3 : 日大理工・教員・交通 4 : 日大理工・学部・交通

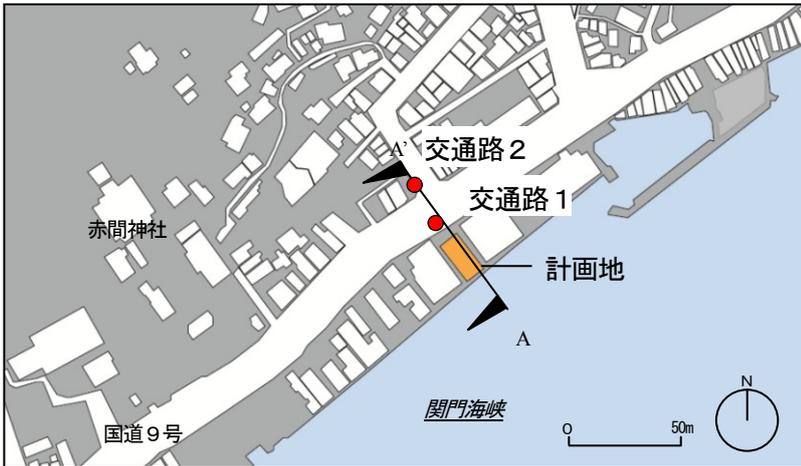


Figure 2. The idea drawing map of the apartment and the establishment of view points on the route 9



Figure 3. The alternative of the sectional drawing :About prospect view points on the route 9 (Figure 2. A-A')^[3]

そこで協議された特筆すべき案件として、2005(平成17)年の下関市阿弥陀寺町のマンション計画がある。この計画地は関門海峡に面し周辺には赤間神社があり、中高層マンション、戸建住宅、小規模店舗が隣接する地区にある。この案件の初期計画は、1階がエントランス・駐車場、2階にレストランを設けた13階建の共同住宅であった。これに対し、関門景観専門委員会は、市民が関門海峡の眺望を享受できるような空間の設置(例えば1階部分に公共空間を設置)を検討することおよび計画を整理し市民に説明できるような図面と文章によるドキュメントを用意することなどを要請した。これを受け、事業者は景観を考慮したドキュメントの提出とともに、1階部分において国道から対岸を見通せ半公共的な空間になる可能性を残した改善案の提示を行った。この代替案において、背後地からの眺望効果の検証について記されており、この検討内容として図面および模型を作成し、あらかじめ設定した前面道路における2つの視点場(交通路1、2)からの眺望の検討がおこなわれた(Figure 2,3)。その結果、1階駐車場中央の海峡側の壁をガラスに変更しパティオを設け、階高(クリアランス)を大きくするといった代替案を示した(Figure 4, 5)^[3]。この提案に対し関門景観専門委員会は、当初の計画より改善され、背後道路から対岸を眺望する空間確保に対する努力を評価し、勧告はせずに要請にとどめる対応としマンションが完成した。

ヒアリングによるとこういった協議では、関門景観専

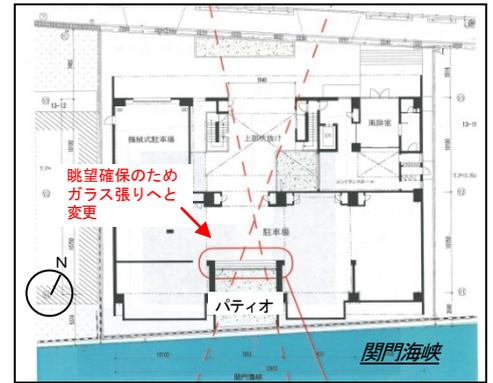


Figure 4. The alternatives of the first floor arrangement plan^[3]



Figure 5. The wide view from view points on the route 9 to the opposite shore in KANMON area

門委員会が両市の専門委員により構成されているため、対岸が協議対象敷地となっている専門委員からは、対岸からの見え方に対する意見が提示されるとともに、選任市としての立場によらず総合的で幅広い意見があげられているとされている。

4. おわりに

以上のように関門景観専門委員会では、届出対象における60m基準の根拠や上記の案件における要請からも対岸への意識の高さが伺える。また、当委員会は、両市が共通の案件について審議する制度であり、上述したマンション計画の変更からも市境を越えた協議の場として重要な役割を担っている実態が捉えられた。

以上のことから、関門景観専門委員会においては、的確な指導と事業者の努力に対する適切な評価が行われ、事業者側に向けた景観配慮の実効性の高さが把握できた。これに加え、上述した事例の開示により、今後、事業者は計画初期段階から対岸や海峡への眺望が確保されたデザインが推進される可能性が考えられるため、情報公開が今後の眺望保全において重要になってくると考える。

5. 参考文献

- [1] 国土交通省都市局公園緑地・景観課：広域的景観形成について、p9
- [2] 下関市都市整備部都市計画課・北九州市建築部都市計画部都市計画課：関門海峡が結ぶ景観に配慮したまちづくり、pp 2-16, 2011
- [3] 極東建設株式会社・株式会社アーバンコーポレイション・株式会社坂倉建築研究所：阿弥陀寺町マンション計画 関門景観形成指針 計画内容対応説明資料、2005. 11